

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設 ・ 拡充 ・ 延長 )

(金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室)

項 目 名	改正資金決済法施行に伴う電子決済手段に係る所要の措置	
税 目	所得税、法人税、消費税、国外送金等調書法	
要 望 の 内 容	<p>令和 4 年 6 月に成立した改正資金決済法<sup>(注)</sup>において、いわゆるステーブルコインのうち、法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの及びこれに準ずる性質を有するものを「電子決済手段」と定義し、これを取り扱う電子決済手段等取引業者について登録制を導入し、必要な規制の整備を行うこととしている。</p> <p>(注) 正式名称は「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和 4 年法律第 61 号)。</p> <p>具体的には、改正資金決済法第 2 条第 5 項において、「電子決済手段」として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不特定の者に対して代価の弁済に使用すること等ができる通貨建資産であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(第 1・2 号)</li> <li>・ 特定信託受益権(金銭信託による受益権であつて、信託財産の全部が預貯金により管理されているもの)(第 3 号)</li> <li>・ これらに準ずるもの(第 4 号)</li> </ul> <p>を規定しているところ。</p> <p>電子決済手段については、今後、送金・決済手段としての利用が広がっていくことが想定されており、改正資金決済法の施行までに税制上の整備がなされていることが必要であることから、電子決済手段に係る所要の税制上の措置(以下を含む)を要望する。</p> <p>① 電子決済手段を支払って物品等を購入する取引については、銀行振込等による支払いの場合と同様に、所得税法上の株式等譲渡対価の支払調書の提出を不要とすること。</p> <p>② 電子決済手段については、「支払手段に類するもの」として、暗号資産と同様に、その譲渡を消費税法上の非課税取引とすること。</p> <p>③ 電子決済手段の国外移転等については、金融機関が行う為替取引による国外送金等と同様に、100 万円超の電子決済手段の国外移転等を行う電子決済手段等取引業者に限って調書の提出を求めること。</p>	
	平年度の減収見込額	— 百万円
	(制度自体の減収額)	( — 百万円)
	(改正増減収額)	( — 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とす	<p>(1) 政策目的</p> <p>電子決済手段については、改正資金決済法において新たに法律上位置付けられる財産的価値であり、今後、送金・決済手段としての利用が広がっていくことが想定されていることを踏まえ、同法の施行までに税制上の取扱いの明確化を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>改正資金決済法において、電子決済手段は、法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの及びこれに準ずる性質を有するものとして定義されており、今後、送金・決済手段としての利用が広がっていくことが想定される。</p> <p>こうした性質を有することを踏まえ、利用者保護の観点から、電子決済手段の発行者は、銀行等の預金取扱機関、資金移動業者及び信託会社に限定されており、電子決済手段の額面価格を裏付ける資産が保全されるよう法律上担保されている。</p> <p>したがって、電子決済手段の経済的機能は、銀行預金等と同様であり、税制上の取扱いも銀行預金等と比較して、利用者等の利便を損なうことがないよう措置されることが必要である。</p>		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			資金決済法等を改正し、新たに定義した電子決済手段を取り扱う事業者について登録制を導入する等、必要な規制を整備している中で、電子決済手段に係る税制上の取扱いを明確化すること。
租税特別措置の適用又は延長期間			—
同上の期間中の達成目標			—
政策目標の達成状況		—	
有効性		要望の措置の適用見込み	日本国内において資金決済法上の電子決済手段の取引等を行う者において適用される見込み。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	電子決済手段の税制上の取扱いの明確化が図られるため、手段として有効である。	

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	電子決済手段は、改正資金決済法において新たに法律上位置付けられる財産的価値であり、今後、送金・決済手段としての利用が広がっていくことが想定されていることを踏まえ、同法の施行までに電子決済手段の税制上の取扱いの明確化を図るものであることから、予算その他の措置によっては実現できないため、措置として妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望。	